# 新見市立思誠小学校　いじめ問題対策基本方針

平成30年4月　策定

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数はここ数年0件である。学級担任を中心に「児童といっしょに遊ぶ」「声をかけたり相談にのったりする」など積極的な児童理解や生徒指導に努めるとともに、生徒指導担当を中心に児童の問題に対応し、組織的な対応と保護者との円滑な連携がいじめに発展させない未然防止につながっていると思われる。しかし、いじめにつながりかねない「ふざけ」や「からかい」などの言動は時に見られる。また、スマホやインターネットにつながるゲーム機等を所有する児童の増加、児童間・保護者間の人間関係の希薄化とネットによるいじめの発生が懸念される。今後もいじめの未然防止、早期発見・解決のため、児童についての情報収集や交換、保護者と連携強化をさらに推進し、引き続き全職員共通理解のもとに指導や対応をしていくことが大切である。また、教師と児童、児童同士の信頼関係づくり、児童の自己指導能力の育成にも一層力を入れていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体の取組として、児童の規範意識を高め、自己指導能力を育成するために、全ての教育活動において全ての教職員がその点を意識して児童に関わるようにする。児童のよい言動はしっかり認め、好ましくない言動はその時・その場で指導し、担任へは必ず連絡するとともに必要に応じて生徒指導担当、管理職に報告する。特別活動や道徳、人権教育においては、「正しい判断・行動」ができる主体的な児童の育成を目指し、実践的な指導を行う。また、休み時間や放課後等、教職員が児童に積極的に関わることによって、いじめの未然防止や早期発見・早期解決につなげる。
・登下校中や帰宅後の様子を把握し効果的な指導をするために、家庭や地域との連絡を密にし、連携して指導を行う。問題行動のみではなく、児童の好ましい言動や小さな変化についても情報交換して児童の健全な成長へとつなげ、望ましい人間関係を育むようにする。
＜重点となる取組＞
・児童への教師の積極的な声かけや集団遊びや縦割班活動など、日頃のふれあいの中で教師と児童、児童同士の望ましい人間関係づくりを行う。
・各学年で全ての児童に情報モラルに関する授業を、計画的に実施する。また、6年生については、外部講師く。

## 保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・学校運営協議会やPTAの生活指導部員・防犯パトロール隊・民生委員に児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・学校便りやホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

## 学校

### いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催（必要に応じ外部委員も参加）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼や主任者会で伝達。

＜構成メンバー＞
**・校外**
スクールカウンセラー、PTA会長　等
**・校内**
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭

### 全教職員

## 関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・県教育委員会
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・新見警察署
＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞
・生徒指導主事

## 学校が実施する取組

### ①いじめの防止

◎居場所づくり
・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。そのための、「ルール」や「マナー」について教職員で共通認識をもって指導に当たる。休み時間や登下校中・帰宅後の児童・保護者への関わりも積極的に行う。人権週間では、友達の良いところを認める取組を行う。

○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。6年生については、警察と連携した外部講師を招いての授業を実施する。

○教職員研修
・教職員の指導力向上のための研修として、関係機関から講師を招聘し、いじめに関わる現状や課題・指導上の留意点についての研修を行う。

### ②早期発見

◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握
・児童の実態把握のためのアンケートを年3回実施し、年2回（6月上旬・12月上旬）の児童個別教育相談を行う。また、保護者教育相談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。

○相談体制の確立
・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。スクールカウンセラーを活用し、相談体制の充実を図る。

○情報の共有
・児童の気になる変化や行為があった場合、毎朝の職員朝礼や月1回の生徒指導連絡会等を利用して、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。（登下校中・帰宅後も含む）

○家庭への啓発
・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイント等を機会をとらえて伝え、いじめへの対応に関する啓発を行う。

### ③いじめへの対処

◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携
・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。いじめの内容や対応についての記録をとるようにする。

○いじめの有無の確認
・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめられた児童への支援
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

○いじめた児童への指導
・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。